

(別添)

国空航第110号
国空乗第 61号
平成20年5月13日

スカイネットアジア航空株式会社
代表取締役社長 藤原 民雄 殿

国土交通省航空局長
鈴木 久泰

安全運航体制の確立のための業務改善について（勧告）

航空局では、貴社に対し所属する外国人航空機乗組員の航空身体検査証明に関して報告を求めつつ調査を進めてきたところであるが、今般、以下に示すとおり、不適切に航空身体検査証明を取得させていた等の事実を確認した。

(1) 貴社は、操縦士Aが悪性腫瘍の治療歴を有することを知りながら、これを指定航空身体検査医(指定医)に申告せずに受検するよう指示を出し、航空身体検査証明を取得させていた。

また、更新検査時に、操縦士Aの治療歴が指定医の知るところとなつたため、社内規定に規定されていない別の指定医のもとで治療歴を申告せずに再受検をさせ、航空身体検査証明を取得させていた。

さらに、当局の指摘後直ちに操縦士Aの乗務停止を行わず空輸便1便に乗務させ、また、貴社の安全統括管理者である社長への報告も行われていなかつた。

(2) 貴社は、航空身体検査で基準不適合(脳波異常等)となった操縦士Bを社内規定に規定されていない別の指定医のもとで再受検をさせ、航空身体検査証明を取得させていた。

これらのことは、貴社における法令遵守及び安全に関する意識が著しく欠如し、安全管理体制が十分に機能していなかったこと、また、航空機乗組員の健康管理体制が不十分であったことによるものと言わざるを得ない。

については、下記に掲げる事項について具体的な改善措置を講じ、その実施計画及び実施状況について平成20年5月23日(金)までに、文書により報告されたい。

記

1. 全社的な法令遵守の徹底及び安全意識の向上を図るとともに、安全管理体制を強化すること。
2. 航空機乗組員の健康管理体制を確立すること。
3. 上記改善策に伴う規定類の整備を行うこと。